

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和3年2月26日（金）  
午前10時00分～午前11時40分  
場 所： 議場

出席委員 委員長 松田 だいすけ 副委員長 板橋 茂  
(6人) 委員 安齊 きみ子 委員 藤條 たかゆき  
委員 あらたに 隆見 委員 折戸 小夜子  
欠席委員 委員 しのづか 元  
(1人)

出席説明員  
なし

参考人 鴨志田 祐美氏

## 案 件

	件 名	結 果
1	2 陳情第21号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・ 政府に提出することを求める陳情	継続審査

午前10時00分 開会

松田委員長 　　ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

　　本日はお手元に配付した日程により進めさせていただく。

　　日程第1、2陳情第21号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情を議題とする。

　　本件は閉会中の審査となっているものである。

　　なお、2陳情第21号については、署名の追加があったので、事務局より報告させる。

事務局 　　2陳情第21号について。これまでの署名は73名だった。本日までに追加の提出が132名あった。合計して205名である。

　　以上である。

松田委員長 　　本日は、会議規則第132条の8第2項に基づき、議題となっている陳情に関して有識者のご意見を伺うために鴨志田祐美氏に参考人としてご出席いただきたいと思う。

　　鴨志田先生は、再審法に知見のある弁護士として日本弁護士連合会よりご紹介いただいた方であって、本日は再審法の概要や課題についてお話しいただきたいと思う。

　　この際、私から鴨志田先生へ一言ご挨拶をさせていただく。

　　先ほど議場に入る前にもご挨拶させていただいたが、改めて。本日は我々の要請に快く応じていただいて、本当にありがとう。

　　今回の陳情審査に当たって、いわゆる再審法が大正時代の旧刑事訴訟法からずっと、一部削除された部分もあるが、そのままの姿で来ているということ、また、昭和、戦後、そして、今に至るまでの間にしばしば争点になってきたということもあって、今回の陳情を機にしっかりと我々も調査して審査に臨むということで、一応継続になっている内容である。

　　本日は、そんなに長くはならないかとは思いますが、いろいろ質疑も出ると思うので、ひとつよろしく願います。

　　本日の進め方なのだが、委員会は約2時間を予定している。まず、鴨志田先生からお話を伺った後に委員から先生への質疑をしたいと思うので、

挙手をしてから発言してほしい。

なお、本日はY o u T u b eによるインターネット中継を行っている。  
また、発言についても委員会の要点記録に残るので、それらを踏まえてお話しいただきたい。

それでは、よろしく願います。

参考人（鴨志田祐美氏） 皆さん、おはよう。ただいまご紹介にあずかった弁護士の鴨志田祐美と申す。所属は鹿児島県弁護士会だが、今日の立ち位置は日本弁護士連合会、日弁連の再審法改正に関する特別部会の部会長という立場でまかり越している。後でお話をするが、日弁連は2019年の徳島で行われた人権擁護大会で再審法改正を速やかに求めるという決議を全会一致で採択していて、日弁連を挙げて再審法改正に向けて取り組むと、そのことのために特別の部会を設置して、私はその部会の部会長をしているという状況になる。

今日は本当に皆さんお忙しい中、貴重なお時間をいただいたので、そもそも再審がどういう制度であって、現在の日本の再審をめぐる法律がどのような規定をされていて、制定の経緯も含めて、そして、先ほど委員長からもあったとおり、戦前からほとんど改正が一度もされていないということで、どのような不都合、不具合が生じているのかということについて皆様にご理解いただくために、まずお時間を頂戴して説明させていただく。事前にタイムスケジュールをいただいているが、1時間弱ぐらいでご説明させていただき、その後に皆様からの質問をお受けするというスケジュール感で進めさせていただきたいと思う。

早速だが、前にスライドを示しているが、少し字が小さい、スライド全体が、スクリーンが小さいので、皆様のお手元のタブレットにも全く同じものが表示できると聞いているので、もし見えづらいときはそちらのお手元の資料もご覧いただければと思う。よろしく願います。

まず、再審手続、そもそも論として再審というのはどういう制度なのかということについて簡単にご説明したいと思う。

再審というのは、一度確定した裁判、日本は三審制ということで、例えば、刑事事件であれば、地方裁判所で有罪の判決が出てしまった、これに

不服として控訴をして高等裁判所で審理したが、やはり有罪となった、そして、さらに最高裁でもう一度上告という形で審理して、そこでも有罪になってしまったということになると確定になる。3回審理を別の裁判所に求めることができるというのが三審制というもので、一方で3回のチャンスでそれでも最終的に有罪という判断が出た場合には、そこで確定するという形になる。

しかし、確定したが、実際本当は無実だったというときに、確定したから、もう救えなくていいのだという話には当然ならないわけである。無実の人は無罪にならなければならないということで、神様ではない人間が裁判する以上やはり間違いはあるということである。仮に確定した裁判に誤りが見つかった場合に、最後に裁判のやり直しという形でここを是正していくための手続が再審という手続になる。

再審は2つのハードルがある。一つが再審請求という段階で、これは裁判のやり直しをするかどうかを決めるという手続になる。再審請求という手続きである。ここで再審を始めると、裁判のやり直しをすると決定された場合に次のハードル、再審公判というやり直しの裁判をする。これは再審開始という1段目のハードルを越えたからといって必ず再審公判で無罪となるという関係ではなくて、裁判のやり直しをするかどうかを決めて、実際裁判のやり直しをしてみて、そこで改めて有罪か無罪かという判断をしていくという形になっている。

再審公判で無罪という判決が出て、さらにそれが確定することによって、この再審公判は通常の裁判と同じだから、三審制である。だから、再審公判でも控訴とか上告は法律上できることになっている。そこで最終的に無罪が確定して初めて無実の人が無罪という形で救われていくという流れになっている。

この最初のハードルである再審請求が認められるためにはどのような要件、条件が必要なのかということについては、刑事訴訟法の435条に1号から7号まで、こういった場合には裁判のやり直しを認めていいという再審開始要件が規定されている。しかし、7号までであるが、実際の再審ではほとんど6号しか使われていない。なので、ここでは435条6号という、

一番使われて、ほとんどの再審事件がこれでやっているの、ここを説明させていただきたいと思う。

この435条6号には無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときと書いてある。無罪を言い渡すべき明らかな証拠という部分を明白性の要件という。それから、新たにというのは新規性という、要するに新規明らかな証拠が見つかった場合には、その人について裁判のやり直しをしようということになる。

新規性のほうはそんなに難しい話ではなくて、裁判所の目に触れたことがあるかどうかという要件である。だから、例えば、捜査段階で既に証拠として捜査機関が収集していたのだが、それが裁判に提出されずに、捜査機関の手のうちに握られたまま1度も裁判では裁判官の目に触れていなかったということになると、そのような証拠は、古い証拠なのだが、新規性が認められるということになる。これを私どもは古い新証拠と呼んだりするが、これが非常に今日の再審では重要な役割を果たしているということはまだ後でご説明したいと思う。

問題は明白性のほうである。我々の日本語のイメージとして、無罪を言い渡すべき明らかな証拠というのはどういったものを想定するかということである。日本語の明らかなっていうと、その提出した新証拠だけで、「いや、この人は無罪だ」と思えるような証拠というのはどのようなものを想定するかということ、一番イメージしやすいのはおそらくDNA鑑定だと思う。DNA鑑定をやり直してみたら、全然別だった、犯人の残っていた、例えば、体液から出てきたDNAとその有罪判決を受けた人のDNAが全然違ったということになると、これは完全アウトである、完全に無実だということが証明される。この典型例が足利事件ということになる。

それから、後から真犯人が出てくるというケースもある。実は私だったという形で、無実の人が有罪が確定して、刑務所で服役までした後に、実は別の人だったということが判明した事件として、氷見事件という事件、富山の事件があったが、この真犯人の登場というのも当然明らかな証拠になると思う。

しかし、このようなDNA鑑定とか、真犯人の出現というのはもはや奇

跡に近い。特に多くの再審事件がもう事件発生から数十年たっているという中で、鑑定資料となるDNAなんか取れないような事件はたくさんあるし、まして真犯人なんていうのはそんなに簡単に出てこないということなので、それ自体で明白な、明らかな新証拠がないと再審を始めないということになると、ほとんど再審は認められないということになってしまって、これでは無実の人を救済できないということで、実は最高裁判所がこの明白性について判例の中で基準を出している。これが有名な最高裁の昭和50年5月20日に出た白鳥決定という、白鳥事件という再審事件の中で示された判断基準である。

これについて最高裁がどう言ったかという、この明白性について、「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべき」と言った。

これはわかりにくい、どういう話かという、新証拠それだけでは完全に無罪だということまでの証明力が仮になかったとしても、その証拠が確定審の、有罪をした判決のときに裁判所がこの新証拠を見ていたとしたら、果たして裁判官たちは有罪判決を書いたのだろうか。つまり、有罪判決の認定の根拠となった証拠、これを旧証拠という。その当時出ていた古い証拠。この旧証拠の中に今出てきた新証拠をぶち込んで見て、少し言葉は乱暴だが、ガラポンにすると、新旧全証拠を総合的に改めて評価してみても、有罪は認定できないということになった場合には、翻ってこの投げこんだ新証拠には明白性があったと評価して構わないのだというのが白鳥決定の理屈になる。

しかも、白鳥決定の重要なところは、その一番下に書いてあるとおり、今の新旧全証拠の総合評価という中にも、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用される」と、ここを明記したところである。

それまでは、先ほども言ったように、確定した判決ということで、一度確定しているのだから、そんなものめったに動かしてはいけないという価

値判断が非常に戦後間もない頃から有力で、言ってみれば、再審は開かずの扉と言われていた。それを私たちは確定力神話なんて言うが、確定したものをそんなに簡単に動かさないということになると、疑わしいときは確定判決の利益に判断されてしまうということになる。

しかし、刑事裁判には「疑わしいときは被告人の利益に」という鉄則があり、再審でもその鉄則は生きているのだということを、当たり前の話なのだが、白鳥決定は宣言したということで、この白鳥決定以降、再審というものが認められやすくなったという歴史がある。

実際に白鳥決定の後、死刑事件であった4事件、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件という4つの事件で無実を叫んでいた死刑囚が死刑台から生還するという形になった。

日弁連がこういった再審事件の支援に乗り出して、これらの事件について再審無罪を獲得したということは日弁連の歴史の中でも輝かしい1ページと今でも言われていて、実は日弁連の中で再審について検討する部会は一部会、人権擁護委員会第一部会というが、輝かしいナンバーワンを獲得しているのは、まさに人権擁護活動の最たるものであると、死刑囚を、無実の者を死刑台から生還させるという再審支援の活動が日弁連の中で大変重視されているということの表れでもある。

ということで、日弁連はこういった個別の再審事件を支援する一方で、先ほども何度もお話に出ているとおり、一度も戦後になって改正されたことがない再審の制度についても改正の必要があるということを積極的に提言してきた。しかし、1991年の平成3年案を最後に日弁連が再審法の改正に向けた提言をするということはしばらくなかった。

理由がある。それは白鳥決定の後の、再審の雪解け時代と言われた1980年代以降、今度は90年代に入ると、逆流現象とか、冬の時代の再来と言われる、再審冬の時代と言われる時代が来た。これはある意味揺り戻しで、再審開始をそんなに認めるべきではないという、当然のことながら、捜査側であったりとか、検察・法務と言ったところからの、そういう厳しい認識のもとで再審開始決定が激減していったという時代があった。1990年代以降は、21世紀に入る前の10年間で再審無罪に至った事

件が1件、日弁連での支援事件では1件しかないというぐらい再審開始、再審無罪というのが少なくなってしまった。こういったことから再審法の改正運動も低調になってしまったという冬の時代を経験している。

しかし、21世紀に入ったところから、また再審に新たな風が吹き始めたということで、次のスライドをご覧いただきたいが、布川事件、足利事件、東住吉事件、東京電力女性社員殺害事件、袴田事件、松橋事件、大崎事件、そして、湖東事件、日野町事件、これらの事件で、全て21世紀になってから、2005年以降にこれだけの再審開始決定が出された。そして、赤い字で書いてある事件については既に再審無罪まで確定している。だから、布川、足利、東住吉、東電OL事件と言われている東京電力女性社員殺害事件、松橋事件、湖東事件ではもう既に再審公判まで終えて無罪が確定している。あとの3つについて、これがどういう状況にあるかということはこの後の説明の中で再審制度の問題点とともにお話をするようになると思う。

一方で、このように21世紀に入って再審開始、再審無罪に至る事件が増えていながらも、司法制度改革から再審制度は全く取り残されて、一度も改正されていないということについてご説明したいと思う。

今の現行刑事訴訟法は1949年1月1日に施行されている。もう70年を超えた。この間、先ほど言った三審制の裁判、通常の裁判手続は大きく変わった。そもそも現行の刑事訴訟法によって、戦前の刑事訴訟法でとられていた職権主義という考え方が当事者主義という考え方に大きく改められた。

職権主義というのは、裁判所の職権、裁判所主導で、言ってみれば、被疑者や被告人は対象として、客体として置いて、裁判所が主体となって有罪か無罪かを調べていくといった裁判所主導の手続である。それは職権がきちんと行使されれば何の問題もないが、往々にして裁判所というのは、裁判所というと組織とか場所の概念だが、実際やっているのは裁判官なわけである。一人ひとりの裁判官の資質だとか、考え方というものが大変反映されやすくなってしまふ。言ってみれば、裁判官のさじ加減次第というか、職権というのは、言葉を変えれば、裁量が認められるということであ



る。裁判官に広い裁量が認められるということは、個々の裁判官の資質や力量や個性や価値観によって大きく裁判が変わってくる可能性をどうしても持つてしまうというのが職権主義である。

これに対して当事者主義というのは、被疑者・被告人に1当事者としての主体的な地位を与える、対立当事者は検察官ということになるわけである。有罪を立証とする検察官と、これに対して私はやっていないということとで無罪を主張する被告人が対等な立場で真剣勝負をする。要するに対等な立場で真剣勝負をするということは、自分の主張したいことをまさにその当事者が主体となって主張していく、それを後ろのほうでジャッジという第三者的な、中立的な立場で裁判所が見ることでより真実発見に近づけるというのが当事者主義の考え方で、当事者主義は英米の刑事訴訟法で取られている考えた方だが、戦後にこれが日本に入ってきて、被告人に手厚い権利訴訟が与えられるようになったり、適正手続という、手続をきちんとしなければ刑事裁判はとて危ないのだという考え方が通常審ではそれなりに条文化されたということである。

一方で、21世紀以降も司法制度改革推進法の成立があり、裁判員裁判を見越した公判前整理手続という新たな手続が導入されて、ここで通常審では捜査機関の検察官の手持ちの証拠を開示させる細かな手続規定が入ったというのが2005年になる。また、被疑者国選弁護、被害者参加制度、そして、2009年には裁判員裁判がスタートし、非常にこの間、通常の裁判では刑事訴訟法には大きな改正の動きがあったということがおわかりいただけると思う。

また、2016年の一番最近の刑事訴訟法の改正で、証拠開示の前提として、そもそも捜査機関がどんな証拠を持っているのかわからないと、当てずっぽうでこれ出せ、あれ出せみたいな話になってしまうので、これを改善するために、捜査機関の証拠の一覧表を交付させるという制度が導入されたということで、証拠開示にまた一步、非常に大きな改正が入った。

取調べの全過程の録音・録画、いわゆる取調べの可視化と言われていたことについても、全事件ではないが、裁判員対象事件や特捜事件については被疑者段階から取調べの全過程を録音・録画するという制度も入って、

これだけ改正が進んでいる。

一方、再審はどうなっているかということなのである。そもそも現行刑事訴訟法の再審の規定というのは第4編に入っている。実はこれは、先ほど委員長のご指摘にあったとおり、大正時代からある旧刑事訴訟法とほとんど変わっていない。唯一変わったのは、後で説明するが、不利益再審と言って、裁判のやり直しというのは実は2つの方向がある。一つは、無実の人が間違っただけで有罪になってしまったときに、その人を無罪にする、先ほどからお話しているタイプの再審だが、実はもう一つ想定できる。要は、本当はやっているのだが、間違っただけで無罪になった人がいたときに、間違っただけで無罪になった人はけしからんから、改めて有罪にしようという方向の再審もあって、これは不利益再審と言う。

ドイツなどでは今でもこの不利益再審という制度は残っているが、日本では今の日本国憲法になって、同じ人が同じ事件で二度刑事手続に乗せられるというのは非常に危険なので、それはやめてしまおうということが憲法の中に二重の危険禁止という形で人権として保障された。そうすると、不利益再審は完全に憲法39条の二重の危険に抵触するというので、これだけが戦後廃止された。逆に言うところ、不利益再審の廃止以外は何ら旧刑事訴訟法と再審の規定は変わっていないという現状である。

しかも、変わっていない現状は、僅か19条しか条文がないということである。先ほども言ったように、戦前の刑事訴訟法は職権主義である。だから、職権主義というのは、要は裁判官の裁量に任せとけばいいという考え方なので、あまり条文の数がない。条文がない分、あとは裁判所が、裁判官が好きにやってほしいということになるわけで、もっとびっくりするのは、19条はどのぐらい少ないかということ、刑事訴訟法の条文は500条以上ある。500条以上ある中の19しかないということなのだが、この19条の中でいわゆる証人尋問をどうしようかとか、証拠をどのように開示させようか、どのように証人を調べようか、どのように現場検証をやるかと言った、つまり、審理の手続に関する規定は、19条のうちの445条に「裁判所は事実の取調べができる」と書いてあるだけである。何も手続規定がないに等しいと思っていただいて結構である。

このような古色蒼然というか、戦前からの規定が70年以上にわたって一度も改正されることなく現在に至っているというのが再審法の実情だということになる。

結果としてどのような問題が起きているかということのを少し具体的にご説明したいと思う。

まず、大きな問題として、再審の場面での証拠開示という問題がある。

「いや、証拠というのはそもそも通常の裁判の中で全部出ているだろう」、普通の一般の方たちは、裁判所というところは捜査機関が集めた証拠を全部見た上で有罪・無罪の判断をしているとおそらく思っておられる方のほうが多いと思う。周防正行さんという映画監督が、「それでもボクはやってない」という痴漢冤罪を描いた映画を発表して、非常にこれは話題になったが、この映画の中で裁判を傍聴していた一人が「え、証拠って全部見れないんですか」というせりふを言うが、これは裁判の映画を作るに当たって周防監督が2年にわたって裁判所の裁判を傍聴している中で初めてそのことを知ったときの衝撃があまりにも大きくて、どうしてもそれをせりふにしたいということでそのせりふになったと聞いている。

現実はどうかという、見られていない。捜査機関が集めた証拠が全て裁判所には提出されていないということをまず前提として知っていただく必要がある。

そもそも先ほど当事者主義と言った。検察官と被告人が対等な当事者となって、お互いがそれぞれの主張に沿う証拠を出し合って戦うというのが人権保障に資するのだと言ったが、実は私は内心では全くそのようにはなっていないと思いながら説明している。そのことを示しているのがスライドの図であって、要するに検察というのは国家権力だから、私たちから集めた税金を使って、国費を投入して、大がかりな捜査を行って、証拠を集めていく。令状さえあれば、家宅捜査という形で人のおうちにも普通に踏み込んでいって、よくある段ボールをガサガサ持って出るといって、ガサ入れという言い方をするが、あれだけのものを根こそぎ持っていくことができる。

一方、被告人はどうかというと、被告人につくことができる力は弁護人

ぐらいである。弁護人は民間人だから、人のうちに入っていて物を持っていくなんていうことはもちろんできない。捜査段階から圧倒的な証拠収集能力の差があるということである。

このような、要するに「有」は有罪方向の証拠、「無」と書いてあるのは無罪方向の証拠ということなのだが、実はその人が無罪だということをはっきりさせる方向の証拠も洗いざらい、有罪・無罪を問わず、地引き網のようにまずは捜査機関がが一つとさらって行って、我々はその残りの中から何か細々と証拠を探してみたいな、このぐらいの差がある。

いざ起訴されたというときに、検察はベストエビデンスという言葉を使う。最良証拠と日本語で言うが、何の最良証拠かということ、検察官の役割は有罪を立証することである。この被告人が有罪であるということを証明するために最良な証拠、ベストエビデンスを裁判所に提出していくという考え方を持っている。だから、根こそぎ集めた証拠の中で有罪の立証に必要な証拠だけが検察官請求証拠として裁判所に提出されるということである。そのまま無罪方向の証拠は検察官や、また、実はその前に警察が証拠を集めているが、警察が本当は集めた証拠を全部検察庁に送致と行って、検察に送らなければならないが、現実には警察の手元にあって検察官に送られていない証拠というものがある。だから、こういった証拠が出されないまま裁判所は有罪方向の証拠を見て判断するわけだから、当然有罪判決になってしまうわけである。

もちろん2005年から導入された公判前整理手続の中で、検察官の手持ち証拠のうち裁判所に請求されないものについても一定の手続を経て私たち被告人弁護人は証拠を開示させることができるようになった。しかし、多くの再審事件ではまだ公判前整理手続は導入される前に有罪が確定しているから、この状態のままだということである。

再審になる。再審請求というのは、先ほど申し上げたとおり、まずは請求人、弁護人が無罪を言い渡すべき新たな証拠というものを裁判所に提出しなければそもそも再審請求はできない。

この新証拠というのはいろいろなものがある。例えば、科学が進歩することで当時はわからなかった新しい科学的な知見を鑑定書という形で新証

拠にして出すなんていうことも多いし、先ほど言ったような、新しいDNA鑑定を試みたりとか、また、その有罪確定時には本当のことが言えなかった新たな証人という者を連れて行って新証拠とすることもありますが、とにかく我々が1回は一つの新証拠を出さないといけないことになっている。

しかし、その後はある新証拠を出せば、裁判所はその新証拠に明白性があるかどうかということ判断するに当たって、検察官が当時集めた無罪方向の証拠もやはり見てみたいと思ってくれれば、証拠開示勧告というのを出してくれる。私たちは裁判所に再審段階で証拠開示勧告を出させるために様々な創意工夫をする。裁判所がその気になってくれて、捜査機関の手のうちに眠っている証拠を出すようにという勧告をして、検察がそれに応じて古い証拠を出してきた場合に、私たちが言っている古い新証拠というのはこれなのだが、実はずっと前からあったから、古い証拠なのだが、裁判所は一度も見たことがないという意味での新証拠と。古い新証拠が再審開始の原動力になった事件というのがたくさん出てくる。

先ほど写真でお見せした9つの事件の中で、この古い新証拠が再審開始の決め手になったものはたくさんある。例えば、そこに例として書いてある布川事件、これは茨城県の事件だが、捜査段階で当初は、二人組の強盗殺人事件なのだが、その冤罪被害者となった二人の背格好や特徴と全く異なる目撃供述があったのである。きちんと供述調書にもなっているのに、それを提出しなかった。

それから、二人のうちの一人については取調べ段階の録音テープが残っていた。これは昔なので、1960年代の事件なので、オープンリールは皆さんわかるか。若い方はわからないかもしれない。カセットテープよりも前の時代なのだが、オープンリールのテープが古い証拠として提出された、それはお二人のうちの桜井昌司さんという方の自白を録音したテープだったので、逆に一瞬弁護人は「うわ、自白している」とたじろいだ。よくよく聞いてみると変な切れ方をしている。プツツという音が入っていて、これを専門家に解析してもらったら、何と切り貼りだった。要するに自白ではない方向の供述をしていると、そこでテープを止めてしまって、また

録音し直すという形で、自白を撮り直すということをやった上で出来上がってきたテープだということがわかったということで、これも無罪方向の証拠として再審開始の決め手になった。

また、犯行現場に全然この二人組の冤罪被害者のものでもないし、被害者のものでもない毛髪とかが落ちていたにもかかわらず、この捜査報告書も隠していたということで、第三者の存在をうかがわせるような証拠もあったのに、そういったものも隠していた。

ということで、布川事件は、弁護団が繰り返し繰り返し証拠開示請求をした中でこういった証拠が五月雨式に再審段階になって出てきたことで再審無罪まで行った事件である。

東電OL事件は先ほどの東京電力女性社員殺害事件、ネパール人のゴビンダさんという方が冤罪になった事件だが、これは強姦されて亡くなっている、女性の被害者なのだが、その方の体内に合った膣内容物のDNA鑑定をしたら全然別人だったということで、これが決め手となって再審無罪になった。私が驚いたのは、その被害者の胸の部分についていた唾液、きちんと捜査段階で鑑定していて、血液型もわかっている。ゴビンダさんはB型なのだが、この唾液はO型の血液型が出ている。これを隠していた。

ということで、本当に隠された証拠が冤罪を晴らしていくということが最近の再審事件のトレンドになっている。

衝撃的だったのは最後の松橋事件で、これは熊本の再審事件なのだが、自白では切り出し小刀を凶器として被害者を刺し殺したということになっているが、実はこの切り出し小刀には血が一滴もついていない、指紋もついていない。でも、これを凶器だと自白させていて、それを説明するために、自分の古くなったシャツを切り刻んで、そのシャツの左側の袖を凶器に巻いて、それで、しかも、手袋をして刺したから、指紋も出ていないし血液もついていない。そのぐるぐる巻きにした布切れは、シャツの左袖の部分は犯行の後に燃やして捨てたと自白されていた。ところが、再審請求する段階で弁護団が、これは再審請求前なのだが、熊本地検に証拠物の閲覧に行った。係官が「こういうものが証拠物として残っている」と言って段ボールをぼんと置いて出てきた中にいっぱい布切れが入っていたのだが、

その布切れをつなぎ合わせてみたら、シャツが1着できた。要するに左袖もあった完全な形でシャツが復元できて、もちろん血痕もついていなければ、燃やしたという自白だから、どこかに黒焦げになっているとかいうこともなければならぬのだろうが、それもなかったということで、これが大きな再審開始、再審無罪の決め手になっている。

つまり、捜査機関が通常審の段階では提出しなかった無罪方向の証拠で裁判のやり直しが認められていくというのは、今の再審の一つのトレンドであり、まさにこのような再審における証拠開示をしなければ、無実は明らかにならないという大きな立法事実になっているということである。

ただ、問題は、今条文がないので、このような証拠開示勧告をやるかどうかはまさに裁判所の裁量、つまり、裁判官一人ひとりのさじ加減の問題になってしまっている。だから、やる気のある裁判官に当たれば、今のような話になっていくが、全然やる気のない裁判官に当たると、私が弁護人を務めている大崎事件という事件の第2次再審がそうだったが、全く証拠開示勧告をしないまま再審請求が棄却されてしまう。大崎事件はその後第2次再審の高等裁判所や第3次再審の地裁で、同じ事件でありながら裁判所が積極的に証拠開示勧告をして、今までに230点ぐらい証拠が新しく出ている。

つまり、これはもう事件ごとに適切に裁判所がやっているという話ではなくて、やはり裁判官のさじ加減で格差が生じてしまっている。これを私たちは再審格差と呼んでいる。

この再審格差を是正するためには、法律でもってどんなやる気のない裁判官でも証拠開示をしなければならないような手続規定をつくる必要があるが、このことは、実は2016年の改正刑事訴訟法がつくられるときに法制審議会で議論された。法制審議会の中で、再審段階でも証拠開示を認めるべきではないか、そのような条文を入れるべきではないかということも議題にはなった。先ほどの東電OL事件を実際に再審開始決定に変えた小川正持さんという裁判官委員は、自分のご経験から、やはり再審の証拠開示の規定をつくる必要があるという意見をおっしゃっていて、これはきちんと議事録にも残っている。しかし、その後、小川裁判官が交代して別

の裁判官委員になった途端に、そのような発言は小川さん個人の考え方だみたいなことで、闇に葬られてしまって、結果として2016年の改正刑事訴訟法では再審における証拠開示規定は先送りになってしまった。

しかし、このときに法制審議会の有識者委員に、先ほど申し上げた周防正行監督と、あとご自身が冤罪に巻き込まれた村木厚子さん、厚生労働事務次官になられた方、この二人が有識者委員として関与していて、やはりこれを何か残さなければということで、有識者委員等が頑張って、そこに書いてあるように附則9条3項というものがようやく残った。「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示等について検討を行うものとする」と。だから、この附則9条3項によって再審の証拠開示はこれから検討しなければならない課題として刑事訴訟法にきちんと宿題として残されているということになる。

もう一つ、再審法の中で問題となっているのが再審開始決定について、検察官が不服申し立て、抗告ができるという規定が入っていることについてである。

私は大崎事件という、鹿児島県の再審事件の弁護団事務局長をしているが、この事件は事件発生からもう40年以上が経過している。無実を訴え続けている、一度も自白をしたことがない原口アヤ子さんという人は現在93歳である。93歳でもまだ戦っている現状なのだが、第3次再審では鹿児島地裁でも福岡高等裁判所宮崎支部でも再審開始決定が重ねられた。このときに全国の新聞社がこれはもうすぐに、再審公判と言って、やり直しの裁判に進むべきだということを社説で展開した。16社ぐらいの社説がそのように表明した。一つの事件で、大崎事件は3回再審開始決定が出ている全国で唯一の事件なのだが、それでもやはり検察官は抗告を繰り返している。

このことを言うと、「いや、だって、条文にあるから、当然だろう」という答えが大体返ってくる。そこに書いてあるように法的根拠として、抗告ができる場合を定めているのは刑事訴訟法450条なのだが、そこに書いてある446条、447条、448条の決定について即時抗告ができると書いてある。ただ、この条文には主語がない。誰ができるかということは



実は書いていない。しかし、再審開始決定という448条も明記されているので、再審開始決定にだって抗告できる、抗告するのは検察官だということで、検察官は今当然のように再審開始決定が出ると、DNA鑑定で完全白みみたいな事件以外は全部抗告してくる。

この検察官の抗告は、条文があるから、当然のことなのだろうかということについて少し考えていただきたいと思う。

まず、先ほど申し上げたとおり、日本国憲法のもとで今の刑事訴訟法は大きく変わった。日本国憲法39条に先ほど申し上げた二重の危険禁止という規定がある。憲法39条には何人も実行のときに適法であった行為、既は無罪とされた行為、同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われないということが人権の規定として入っている。3つある①②③のうちの②と③の部分で二重の危険禁止と呼んでいる。

つまり、これは同じ事件、同じ犯罪について同じ人が二度にわたって危険にさらされてはいけないということなのだが、この危険は何なのか。これは刑事裁判にかけられるという危険である。刑事裁判にかけられるということはどういうことかということ、国家権力によって生命・身体の自由といったものを脅かされるということである。具体的にはこういうことである。例えば、逮捕される、拘留される、身体拘束される、自宅を捜索されて、いろいろな財産を持っていかれる、押収される、差し押さえされる、そして、起訴されて、有罪になれば牢屋に入れられて、場合によっては死刑が執行されていく。これは刑事手続の中で国家権力による強制として行われる。つまり、私たちの自由とか生命といったものが国家権力によって制限されていくものの最たるものが刑罰という世界である。だから、この刑事裁判というのは極めて、もちろん秩序を維持するために、真犯人は当然処罰しなければならないわけだが、間違いが入り込む危険が常にあることから、同一の事件では2回は刑事裁判にかけてはならないということが憲法上の人権として保障されているということである。

そうすると、日本国憲法の規定が再審制度にどのように影響したのかということである。旧法、ドイツ由来の戦前の刑事訴訟法の上に憲法が戦後やってきたわけである。ということで、現行刑訴法は戦前の条文、ドイツ

法に倣った職権主義の条文なのだが、この頭に憲法をいただいたことで、先ほども言ったように、不利益再審だけは廃止になった。完全に抵触するからである。

これはどういうことかという、再審制度は、要は間違っただけで無罪になった人を有罪にするということができなくなったわけだから、再審制度は無実の人を救っていくという目的だけに存続した。現在の日本の再審制度は無実の人を救済するという目的だけのために存在しているということ、これは厳然たる事実なわけである。つまり、裁判のやり直しというのはまさに二重の危険なわけだが、それは無罪になる方向にだけ門が開かれていると考えるべきだろう。無罪になる場合、無罪という方向に行くときだけ二重の危険が許容される、そういう二度の裁判にかけられることは許容されるというのが今の憲法のもとでの刑事訴訟法の解釈ということになる。

一方で、再審請求審で検察官はどのような役割を果たすべきかということにもこの考え方が影響していく。つまり、再審は現在でも職権主義ということになる。検察官は既に当事者ではない。有罪を立証するというのは、通常の裁判の段階で一方当事者として有罪を立証するということなので、検察官は再審段階では既にそういう意味での当事者ではなくなっている。裁判所が先ほど言った無実の人を救済するという目的を果たすために、言ってみれば、公益の代表者として裁判所の審理に協力するというのが検察官の立ち位置になると考えられる。

そうなると、改めてやはり再審開始という決定を裁判所が出したときに検察官が抗告するという事は、要するに有罪判決を維持しようという方向にモメントが働くわけだから、これはどうなのだろうかということになる。

何よりも現実を見ていただきたいといつも私はお話をするのだが、そもそも再審開始決定自体が物すごく認められる事件が少ない。そのことを表して、針の穴にラクダを入れるようなものだ、絶対入らないと、そのような例え話が使われるぐらい裁判所は再審開始をすること自体が非常に少ない。

このような少ない再審開始決定が出たのに検察官が抗告していくと、そ

の分また地裁の再審開始決定に対して高裁で審理しなければならない。再審開始決定が取り消されるということになってもう一度、例えば、大崎事件みたいにまた第4次から新たなスタートということになると、さらに長期化していく。

具体的な話をする。名張事件という事件、これは死刑事件だが、事件が発生したのは1961年である。私は生まれていない。この事件では第7次再審の2005年に一度再審開始決定が名古屋高等裁判所で出ている。しかし、その後2006年になって同じ名古屋高等裁判所で開始決定が取り消されている。その後、今名張事件は第10次再審請求をしているが、第9次の途中で死刑囚であった奥西勝さんは89歳でもう亡くなってしまった。

次に、去年12月に大きなニュースになった袴田事件である。袴田事件は1966年の事件なので、もう半世紀以上たっている。55年たつ事件である。この事件では7年前に、2014年に静岡地裁で再審開始決定が出た。ここからもう7年たっている。その後東京高裁で検察官が即時抗告して3年以上の審理を行った末に東京高裁が2018年に再審開始決定を取り消した。袴田さんは開始決定が出たときに死刑囚で拘置所に入ったが、釈放された。しかし、東京高裁はこの釈放だけは解かなかった。普通であれば、再審開始を取り消すということは死刑囚に戻ることだから、そのまま拘置所に収監するということはあり得たが、それはなぜかしなかった。そして、去年12月12日、年の瀬に最高裁が再審開始を取り消した高裁決定を取り消した。もう一度審理を高裁でやり直しておいでと。実はこれは5人の裁判官の中で2人は直ちに再審開始すべきだという反対意見をつけている。もう1人この意見を言えば、3人が賛成すれば、直ちに再審開始になって再審公判という2段目のところに行けたが、何と最初の再審開始が出てから7年もたつのにまだ高裁で審理しなければいけないということが決まっただけという状態である。袴田さんは3月10日生まれで間もなく85歳になる。

そして、大崎事件だが、先ほども言ったように、日本の再審事件の中で唯一3回開始決定が出ている事件である。最初の開始決定は2002年に

出ている。しかし、これは検察官の即時抗告で2004年に取り消された。それから、第3次再審、2017年6月に再審開始決定が出たが、さらにこのときは高等裁判所でも2018年3月に開始決定が維持されたが、結局これは2019年に最高裁が検察官の特別抗告には理由がないと言いながら、破棄自判といって自ら再審開始を取り消して強制終了させてしまって、現在第4次再審が始まっている。原口アヤ子さんは93歳、今度94歳になる。大崎事件は1979年の事件で、名張と袴田に比べたら比較的新しい事件だが、既にもう40年以上事件からはたっているという、こんな現実がある。

そして、先ほど来日本の再審規定はドイツの刑事訴訟法に倣ったものだと言ったが、実は本家本元のドイツでは既に1964年、半世紀以上前に再審開始決定に対する検察官抗告を立法で禁止している。何と本家が禁止しているのに日本には残っているという状況なのである。

その理由は、思い出してほしい、再審というのは再審請求審の後に再審公判がある。再審請求審というのは、言わばやり直しの裁判をするかどうかを決める前裁きの場である。この前裁きの中で検察官が何度も何度も抗告を繰り返して何十年も経っているというのが現実なわけだが、ドイツでは、その前裁きはとっとと終わらせて、再審公判というやり直しの裁判で検察官は控訴も上告もできるわけだから、そういうことでしっかりと戦えばいいだろうということで、再審公判をメインの主戦場と捉えているがために、再審請求審はもうやり直しの裁判をするかどうか決めるだけだから、検察官の不服申し立ては要らないという考え方で再審開始決定に対する検察官の抗告はやめようということになっている。

ということで、再審の条文というのが19条しかない。その中で特にこの証拠開示の問題と検察官の抗告の問題が2つの大きな論点であるということを私たちは日弁連としてアピールしてきた。

今日お配りした資料の中で新聞記事、これはPDFなので、2枚に分けているが、実際は1面全面記事で、西日本新聞の2019年10月18日に載った新聞で、皆さんのお手元の資料にあると思うのだが、これが2年前に日弁連が人権擁護大会で再審法改正のテーマで分科会を行い、そして、

決議を上げたときの様子を、広告も入っていない、本当に1面全面で記事にしてもらったものである。ここに今私がお話をしたような再審格差の問題とか、繰り返される検察官抗告の問題。このときはパネリストに周防正行さんと江川昭子さんをお招きして、この二人にも再審の問題を語っていただいた。このことが大きく報じられたものである。このとき実際に上げた決議も今日の資料の中につけている。長いので、読まないが、ぜひこれも読んでいただけるとありがたいと思う。

そして最後に、「判例時報」というのは裁判所が出した判決等について記録している業界誌で、一番の購読者層は裁判官たちだが、この「判例時報」の中に、2445号の34ページに湖東記念病院事件という昨年3月31日に再審無罪判決が出た事件で、大津地方裁判所の再審無罪判決を言い渡した大西裁判長が判決を読み上げた後に西山美香さんに向かって語りかけたという場面があった。これを再現したものが「判例時報」に載っている。非常にこれは感動的な文章なのだが、2段目を見ていただきたいと思う。2段目の3段落目ということで、真ん中ら辺だが、「付随的ながら、証拠開示の問題も指摘したいと思います。本件再審公判の中で、15年の歳月を経て、初めて開示された証拠が多数ありました。そのうち一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴されなかったかもしれません」と裁判長がここまで踏み込んだ指摘をしている。これは先ほど言った再審における証拠開示の問題よりももっと深刻で、実は再審公判になって初めて、しかも、警察が検察に送致していなかった証拠の存在が明らかになって、警察の捜査資料の中に当時解剖したお医者さんが「いや、これはたん詰まりで死んだ可能性もある」、要するに殺人なんかじゃなくて、普通に病死した可能性もあると言っていた、その捜査報告書を隠していたということが再審公判でわかったという話である。

そして、一つ飛ばして、2段目の最終段落に「本件は、刑事司法全体に大きな問題を提起しました。平成21年に裁判員裁判が実施され、刑事裁判は大きく変わりつつありますが、刑事司法にはまだまだ改善の余地があります。警察、検察、弁護士、裁判官、すべての関係者が、今回の事件を人ごとに考えず、自分のこととして考え、改善に結びつけなければなりま

せん。西山さんの15年無駄にしてはなりません。本件は、よりよい刑事司法を実現する大きな原動力となる可能性を秘めています」、裁判官がここまで発信するということは非常に珍しいことである。そのぐらい再審を審理している現場の裁判官もこの制度そのものの改正に取り組まなければ、根本的に冤罪はなくならないという危機感を持っていることの表れだと思ふ。

この説論をご紹介することで私のとりあえず説明は終わりにしたいと思ふ。ご清聴ありがとう。

松田委員長 暫時休憩する。

午前10時57分 休憩

---

午前10時58分 再開

松田委員長 それでは、再開する。

鴨志田先生、ありがとう。

これから、今のお話を踏まえて、鴨志田先生への質問や、さらにお聞きしたいことがあれば伺いたいと思ふ。質疑はないか。

安斉委員 着座にて失礼する。安斉と申す。大変ありがとう。よくテレビで再審を目指して戦っている方たちのニュースを聞くわけだが、やはり正直難しいし、よくわからないというのがもう事実で、特に私も、いわゆる本当は犯人なのに間違っただけで無罪になったという人もいるのではないかと疑義を持っていたわけなのだが、今日のお話で、不利益再審の廃止ということで、間違っただけで無罪になった人については問わないということがわかったから、まさしく再審という制度は無実の人のみを救済する制度だということが本当に腑に落ちた。

それで、実は私たちは法務省からも資料をいただいている、それがまさしくこの陳情に出ている2つのことに絡んでいるが、そのうちの一つの再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止についてというところで、法務省の見解としては、検察官の抗告権を排除することについては、違法、不当な再審開始決定があった場合に、法的安定性を見地から、これを是正する余地をなくしてしまうという問題があり、慎重に検討する必要がある

と見解が出されているわけだが、今のお話からすると、これはまさしく検察官の抗告権というものが、私は今のお話と絡めて聞くと、問題だなと思っているが、それでもなおかつ慎重に検討する必要があると答えているという背景には何があるのかをお答えいただければと思う。

参考人（鴨志田祐美氏） お答えしたいと思う。法務・検察が検察官抗告の問題について言及するときには必ずキーワードとして法的安定性という言葉を使う。この法的安定性というのは、先ほど私が説明した確定力神話というのとほとんど同じ意味だと思っていただいてもいいと思う。要するに三審制、3回も裁判のチャンスを与えて、それで有罪が確定したのだから、そのようなものを簡単に無罪にするということになると、裁判制度そのものに対する国民の信頼が揺らぐというのが彼らの論拠になっている。

しかし、もう既に完全にミスだった、最初の有罪判決が間違いだったということが明らかになっている事件がこれだけたくさん現実に存在しているわけである。それはやはり神様ではない人間が裁判をする以上、個々の人間の間違いというものは、どうしても人間だから、ヒューマンエラーは起こる。このヒューマンエラーをシステムエラーにしてはならないというのが私たちの考え方で、要するに間違っただけには間違いを認めて、きちんとそれを是正することによってむしろ司法の安定性であり、国民の信頼は得られるのではないかということなので、この法的安定性を理由に抗告を残すということはそもそもどうなのかと思う。

ただ、それだけでは少し説得力に欠けるかもしれないと思うので、もう一つ別の見方で申し上げるが、何度も申し上げたとおり、再審請求審というのはそこで有罪・無罪を決める場所ではない。要するに裁判のやり直しをするかどうかを決めるだけの場である。

ところが、ここで繰り返される抗告が再審請求だけに既に7年以上かかってまだやっているという事件を生んでいて、冤罪被害者が苦しめられている。救済までの道のりを陰しく遠いものにして最大の原因になっている。仮に検察官の抗告を認めないとしても、先ほど申し上げたとおり、再審公判で有罪立証できる。だから、検察官は、もしこの事件が有罪だ、再審を認めるべきではないと言うのであれば、再審公判で有罪の立証をす

ればいいわけなので、そこに早く行くべきである。私たちはそう考えている。

だから、何か検察官の抗告の話だけを見ると、ここを封じてしまうと検察官が物が言えなくなるのではないかみたいに思われてしまうが、全然そうではないという、全体の再審の手続の中で再審請求審のところでは検察官の抗告権をなくしたとしても、その後で検察官は幾らでも言っていける、自分の主張をできる場所がまだ残っているのだということも理解していただきたいと思う。

安斉委員

ありがとう。よくわかった。

それで、私もこの大西裁判長の判決言渡し後の説諭を読んで本当に感動したわけである。本当に謙虚でなければいけないということも感じた。

ところで、私はあまり裁判はドラマでしか見たことないが、説諭というのはいつも行われることなのか。

参考人（鴨志田祐美氏） 極めてこの説諭自体は異例である。もちろん説諭というのは、例えば、有罪判決を言い渡した後に、真人間になって帰っておいでみたいな、言ってみれば、被告人を諭したりとかいう場面では結構いろいろな裁判官がいろいろなタイプの説諭をするが、言わば制度のあり方にというところまでに、これは全体としては西山美香さんに語りかけているが、その中にこの事件をきっかけとして変わらなければならない、みんなが自分事として考えなければいけないと、あのくだりというのは本当に私は異例中の異例だと思うし、そこまでやはりメッセージを含めなければならないほど、この事件というのは、報道等で皆さんご存じだと思うが、知的障害と発達障害を抱えていた西山美香さん、いわゆる供述弱者という、非常に人に迎合しやすい、また、自分を防御する能力を持たない人に対して警察官が、言わば支配服従といった取調べの間にコントロールできる関係を築いて、西山美香さんがこの刑事に恋心を抱いたが、この恋心を利用して殺人の自白を取ったという、普通は女性の取調べには女性の警察官を立ち会わせなければいけないのに、わざわざそれを排除して二人きりになって、食べ物をちらつかせたりとか、いろいろなことをやって自白を取っていくというひどい取調べで自白が搾り取られた事件であり、また、途中において、



先ほど申し上げたが、明らかに自然死の可能性があるということを言った証拠があったにもかかわらず、それが警察の手元に残ったまま再審公判まで明らかにならなかったりとか、非常に捜査も含めた刑事司法が抱えている問題を浮き彫りにしたので、よほど裁判長としてはこのことを教訓にしなければならないという思いが強くて、このような発言をしたのではないかと私は推測している。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

板橋委員       どうも本日はありがとうございます。本当にわかりやすく、また、70年も変わっていない、ドイツでさえ検察官の抗告をもう1964年に廃止しているというのにということが本当に大きく日本の裁判にも影響を与えていると思うが、諸外国はこういった問題に対してどのようになっているのか、そのことについて教えていただけたら、お願いしたい。

参考人（鴨志田祐美氏） 今日最後に資料として付け加えさせていただいた、日弁連の再審法改正に向けた決議が資料にあると思うが、その決議の提案理由というところに、4ページ以降この決議の提案理由が書いてあるが、例えば、証拠開示に関して、10ページの2行目の辺りのところから、当事者主義的訴訟構造を採る英米法圏の各国のうち、イギリスでは、司法から独立した刑事事件再審委員会、CCRCと言うが、これが間違った裁判、誤判を調査する責務と権限を有し、このCCRC、これは裁判所ではない独立の機関である、国会の下にあるが、その独立の機関が公的機関や私的団体から文書入手する権限を付与されているということで、要するに独立の機関が再審を調査する権限を持っていて、その調査委員会、CCRCが証拠を出させる権限まで、私たちが言うところの証拠開示をさせる権限まで付与されているというのがイギリスである。

アメリカも、州ごとに違うが、アメリカでもCCRCと同じような機能を持つ委員会、例えば、ノースカロライナ州の無実調査委員会というのがあるが、これなんかが同じような形で証拠を収集する権限というのが定められている。ちなみにこのノースカロライナ州の委員会というのは、まさに冤罪事件が起こったことで、こういう間違いを二度と起こさないためにと新たにつくられたもので、その委員会の中には、例えば、警察官とか、

捜査側の検察官とか、あとは冤罪によって被害を受けた人だけじゃなくて、その犯罪の被害者とかも委員会にコミットできる権限があるという極めてユニークなもので、こういった独立の委員会をつくって、平たい言い方をすると、要するに日本の再審というのは、裁判官からしてみれば、同じ裁判所がやるわけだから、自分たちの先輩がした過ちを認めるかどうかということになってしまうわけである。それだとやはり公平性を欠くのではないかということで、独立した機関にそういった裁判のやり直しをするかどうかの権限を担わせるというのが英米なんかでは一つのトレンドになっているということである。

それから、ドイツなのだが、ドイツの職権主義というのが戦後になってあまりよくないみたいなことが言われているが、実はドイツは逆に職権主義だからこそ被告人の権利保障のために裁判所は積極的に動かなければいけないという意味で職権主義を捉えていて、職権主義の国というのは起訴された段階で、先ほどみたいな当事者主義とは違って、検察官が証拠の取捨選択をするのではなくて、全ての捜査記録が全部裁判所に提出されるので、そもそも証拠開示という問題が生じない。全部裁判所に行って、裁判所に提出された証拠は全部弁護人は閲覧謄写請求ができる、要するにコピーができるということで、だから、ドイツでは証拠を全部見ることができるのがそもそものスタンダードなのである。

ところが、ドイツではさらに再審請求の段階では証拠にはならなかった、例えば、当初の捜査の段階でまだ犯人が誰か、容疑者が誰かわからないというときに、その近くの住民からローラー的に指紋を採るとか、そういった証拠になる前の段階の様々な資料というのは証拠と言わなくて、証拠の跡と書いて証拠記録というが、これは通常審で見ることができない。ところが、再審になると、それも見られると。通常審以上にさらに資料を再審で見ることができるとというのがドイツの状況である。だから、証拠開示についてもドイツは、先ほど検察官抗告をやめているという意味ではドイツは進んでいるという話があったが、実は証拠の開示という点でもドイツは日本よりはるかに進んでいるということが言える。

さらに、どうしても英米の話とか、ドイツの話とかをすると、中には「い

や、そういうところとはそもそも制度が違うから」と言ってアレルギー反応を示される方もいるが、実は日本の刑事訴訟法をお手本に刑事司法制度をつくった台湾と韓国に今再審法改正の動きが非常に活発に出ていて、台湾は2014年と2019年の2回にわたってもう既に再審の規定を改正していて、2019年12月にした改正では再審請求人の権利として証拠にアクセスする権利とか、証拠調べ、証人尋問なんかを請求する権利とか、先ほど手続規定が日本はないと言ったが、再審請求人のために権利としてそういった手続を求めることを認めるといった条文が改正で加えられている。

また、韓国は、やはり日本と同じように検察官が機械的に抗告するということが問題視されていて、検察過去事検討委員会といって、検察が過去に行ったことを検証する委員会が、ある事件の再審についてした検察官の抗告は機械的な抗告であって、不適切だったという意見書を法務省に上げていて、これを受けて検察の内部にあまり何でもかんでも抗告するのはよくないと、抗告のマニュアルみたいなものが韓国なんかではできつつあるということで、実は日本をお手本にした諸外国からも肩越しに追い抜かれているというのが日本の現状だということをぜひ知っていただきたいと思う。

板橋委員

まさに最初の先生の講義の中で再審とはやはり無罪者を救済することが目的なのだということでは言われたが、だからこそ、今言われたように、この際全て改めて証拠を全部出してもらって、その上でしっかりと、無罪の人が10年も20年もまた半世紀も犯罪者として扱われるようなことは絶対民主国家としてやってはいけないのだという立場に立つなら、証拠はしっかり出させるというのは当然のことだと思うが、そういう意味でも、今日言われた2016年の改正刑事訴訟法が成立されたときに附則として「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求権における証拠の開示等について検討を行うものとする」ということで、こういう附則までつけられたわけだが、「速やかに」という形でつけられた割には2016年からもう5年たっている。「速やかに」のこの文字からすると随分遅れていると思う。

併せて、先ほど袴田さんのことについても、また再収監するなんてとんでもないという形で、これは超党派で今国会の中でも、自民党も公明党の議員も一緒になって袴田さんのこういった問題に対して力を合わせた取り組みが進められているが、この付近の今回の動きというか、各政党の動きなどについてもご存じなら教えていただきたいと思う。

参考人（鴨志田祐美氏）　ありがとうございます。附則9条3項ができてから、一応水面下で法務・検察、警察、最高裁、日弁連の四者で非公式な協議会が設けられて、この附則9条3項に書かれているものについてどのように進めるかということを検討するというものができている。

ただ、実は全く動いていなくて、特にコロナのこともあって2020年はほとんど会合が開かれることすらなく、ここ最近実は私たち国会議員の先生方のところを回ってお願いに上がっているということが伝わったのかどうか分からないが、つい最近2月1日に久しぶりに幹事会が開かれたということなのだが、本体の協議会が1回しかまだ開かれていないということで、協議会のさらに下の幹事会が何か月かに一度開かれるというぐらいのペースで、正直全くやる気がないと、日弁連から出ている委員は法務・検察サイドが特にあまりこの問題について真剣に向き合っているという姿勢がうかがえないということを常に言っていて、ここに任せてしまうと、いつまでたっても成案を得ることはできないのではないかと私たちは危機感を持っている。

なので、袴田議連の話が出たが、死刑とか、袴田問題で超党派の議連ができているという動きを、再審でも国会にまずは議連をつくると。当然これはやはり法案なので、与党の協力がなければできないので、与党の議員中心にいろいろな方々のところへ日弁連の私どもの部会では回っている。公明党は与党だが、既にこの問題の重要性を理解して、もともと人権大会のときにも参議院の伊藤孝江、公明党の議員だが、がパネリストで出てくださっている。彼女は弁護士で、しかも、姫路郵便局事件という再審事件の弁護人をやっておられた経験もあるので、非常にこの問題に理解があって、ただ、伊藤孝江議員が、「確かに国会には弁護士の議員は多いが、再審をやったことがあるという弁護士なんて極めて少ない。自分ぐらいしかい

ないのではないか」と言うぐらい、この問題が国会議員の中で重要な問題として理解されるというところがそもそも必要だというご意見をいただいたので、まずは各政党にPTのようなものをつくっていただいて、その党ごとに、例えば、党内勉強会のような形で私どものこういった見解を意見交換として行う場を設けてほしいということで動いている。公明党は既にもう党内PTができるというところまで持ってきていて、近々我々との間でそういった意見交換の場ができるだろうと、ここが一番進んでいる。

次いで、野党では立憲民主党が次の法務部会で再審法改正についてプレゼンをしてくれと先日申入れをしてきたので、3月の頭ぐらいにまた私のほうで赴いてこの辺りの話をするということになっている。

問題は自民党で、自民党も法務大臣経験者2名に会ったし、政務調査会の会長や事務次長にもお目にかかっているが、選挙が近いこととか、ほかの少年法とか、犯罪被害者の問題とか、いろいろな法務関係のメーターがある中でなかなかこの問題に積極的に向き合おうという話になっていないのが正直なところである。

ただ、やはり与党の中で公明党が頭一つ抜けているという現状を捉えて、同じ与党でここまで進んでいるのでということで自民党への働きかけも強めるということ、今日弁連としてはそこからまず突破口をとという形で動いている。大体今のところそういう動きでいるということになる。

板橋委員 自民党という点では、袴田さんの取り組みの中で、鈴木貴子衆議院議員、自民党の議員さんも連帯の挨拶をしておられるわけなので、開かれる道はあるのかと希望を持っているが、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

参考人（鴨志田祐美氏） 鈴木貴子議員にもお目にかかって、忌憚のない意見お聞かせいただいた。どういう形で自民党に波及していくべきかということについて非常に彼女ご自身が真剣に考えて、いろいろなアイデアをつい先日くださったので、そういうところも参考にさせていただきながらアプローチをと考えているところである。

松田委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 今日のお話を伺って、本当にこれは国民の世論の力が非常に重要かと思うが、全国でいろいろな取り組みがされているが、国民の運動、いわゆる

広く太く熱くしていくとか、そういうところについて何かお話があればいただきたいと思っている。

参考人（鴨志田祐美氏） まずやはり世論を動かして、世論から、例えば、マスコミの報道、そして、最終的には立法にということの重要性を痛感しているところである。このような地方議会からの意見書、地方議会で再審の改正の意見書を採択していただいて国会に出していただくという動きも徐々に広がっていて、これはやはりすごく私たちにとってはありがたい。

日弁連も、今私が部会長している、私どもの特別部会をさらに大きな強い組織にしていこうという動きが実は今水面下で起こっていて、日弁連も大きな組織なので、そういったものの整備には少しまだ時間がかかるかもしれないが、私たちが目指しているのは、日弁連というのは当然弁護士の総体だから、各地方に単位会といって、例えば、東京だったら東京に3つ弁護士会があるが、ほかには神奈川県弁護士会、それから、鹿児島県弁護士会、京都弁護士会、大阪弁護士会と各都道府県にある弁護士会、こういうところと地方の議会との連携という形で地方から声を上げていく、そして、それを中央に届ける、集約していくという動きも大変重要だと認識している。

あとはやはり個別の再審事件を戦っている地元は非常に熱い。私自身も、鹿児島だが、大崎事件という事件は、もう本当に鹿児島のメディアは、これは間違いなく冤罪だと、メディアもそういう形で、私たちの動きを本当につぶさに報じて、それを受けて鹿児島の県民というか、市民たちは、本当に冤罪は大変な問題だ、何でアヤ子さんは93歳にもなってまだ救われていないのかということ道を道で会う人に私が言われるぐらい浸透している。だから、やはりその事件を抱えている地元でその事件について知るところからも支援が広がっていく。

そして、どの県にも当然事件があるわけではないが、その事件のことを知っていただいて、しかも、それが複数の事件、一つの事件だけでなく、こんな事件もある、袴田事件もある、湖東事件もある、日野町事件もある、大崎事件もある。それぞれの事件でこんなことが行われて、今日お話ししたような、こんな証拠が隠されていて、このように何回も検察官が抗告し

ていて、ひどいということが、それこそお茶の間の話題になって声が高くなるような世論の醸成を目指しているところである。

そのためにはやはりマスコミを、うまく使うというか、マスコミにきちんと報じていただくということも必要だと思っているので、我々は、例えば記者レクを行うとか、頻繁にこの問題でマスコミとの意見交換会をするとかいうことも含めてマスコミ戦略も練っていかなければいけない。

最近はやはりY o u T u b eとか、若い人たちは新聞をなかなか読んでもくれないので、動画サイトに上げるとか、SNSで発信するといった動き、あとクラウドファンディングで資金を集める中で広報活動するといった、様々な方法で世論を盛り上げていこうと考えているところである。まだまだ途上だが、そういったことをいろいろ一つ一つ実行していくということが重要かと思っている。

松田委員長       ほかに質疑はないか。

あらたに委員       先生、どうもありがとうございます。一つ、このところ、改正刑事訴訟法とか変わって、取締りの可視化とかいったものが進んできているという認識ではいるが、私なんか「太陽にほえろ！」を見て育った世代なので、昔の警察の取調べはひどいのだということも十分わかっていて、それは本当に今人権を守りながら取調べをしていくという形で、そういう意味では強要された自白とかいったものは減っていったのではないのかというニュアンスでは思っているが、冤罪を出さないというためには、今既に冤罪で苦しんでいる人たちを救うということと併せて、今後冤罪を出さないためにはという視点で、今法整備だとか、何か専門的な見地からあれば、教えていただきたいと思う。

参考人（鴨志田祐美氏）   当然過去の冤罪被害者を救済するということと将来冤罪を生まない刑事司法にということとはもう車の両輪だと私も認識している。確かに取調べの録音・録画というのが2016年の改正刑訴法で入って、ただ、先ほど申し上げたとおり、法的には一部の事件に適用がとどまっているという、裁判員対象事件とか、特捜事件といったところに限定されている。

これが非常にやはり大きな問題で、一番可視化という問題をアピール、注目されるに至った事件の一つとして、鹿児島で起きた志布志事件という、

1 2人が選挙違反で、起訴された当時は1 3人だったが、1 2人が全員無罪で、一審で確定したという事件があって、これはそもそも選挙違反、全く存在しない会合とか、そういった買収というものを警察が事件をつくり上げて、それに1 3人も起訴して、うちかなりの人数が自白もしているという事件で、この事件が可視化の必要性を広くアピールするに至ったが、実はこれは選挙違反事件なので裁判員対象ではない。

だから、同じような選挙違反とか、痴漢冤罪とか、あと交通事故もそうであるが、比較的私たちに身近な、処罰の刑とか重くないかもしれないが、冤罪に巻き込まれやすいタイプの、一般の市民もそういう意味では冤罪に巻き込まれる可能性がある事件が軒並み可視化の対象から外れているという現実がある。これはやはり全事件の全過程を録音・録画しなければ、冤罪を防ぐという目的は達成できないと思っている。

それから、録音・録画さえすれば、虚偽自白が防げるのかという根本的な問題がある。これはいわゆる殴ったり蹴ったりとか、脅したりとか、昔ながらの自白を搾り取るというタイプではない事件でも多く虚偽自白がされているという現実を見る必要がある。というのは、やはり捜査機関というのは捜査ストーリー、犯行ストーリーを一度描いてしまうと、別の角度から自分の犯行ストーリーを見直すということがなかなかできない。つまり、引き返せないという特性があって、そういう中で自らの描いた犯行ストーリーに沿うような供述を取ろうとして、本人も意識していないところで誘導してみたりとかいう取調べになってしまっている。要するに取調べのやり方そのものがそもそも虚偽自白を生みやすい取調べを行ってしまっているという状況がある。

これはイギリスなどでは非常に認識されていて、取調べの技法、彼らは取調べという言葉を使わずにインタビューという言葉を使う。事実を聴き取ると。そういう捜査技法を学ぶ、取調べ技法を学ぶということをやって取調べスキルを上げていく、事実を聴取するというスキルを上げるという取り組みを行っている。日本も多少始めているが、まだまだ旧態依然とした、自白絞り取り方の取調べが横行しているというのは現状としてあると思う。



そして、何よりも自白だけで有罪にしないということである。自白にやはり偏っている、自白偏重の刑事司法というものがなかなか改善されていない。一応憲法上は自白だけでは有罪にしてはいけないということになっている、憲法の規定として。補強証拠といって、ほかの証拠がなければ有罪にできないことになっているが、実際は自白法則が形骸化していて、要するに自白に寄りかかっているような、自白抜きでは立たないような証拠があつて、そのような証拠でもって有罪を維持している。実際は自白以外には有力な証拠がないという事件がほとんどである。そして、冤罪もそういった事件の中で起きている。

これだけ科学が進歩していったって客観的な証拠がしやすい、以前よりもそういった意味ではそういう科学的な捜査によって、捜査も進歩しているはずなのだが、やはり自白偏重という体質が抜けていないというところも厳しく批判されるべきであるし、法廷における、裁判における科学的な証拠との向き合い方といったところも必要になってくると思う。

だから、可視化さえすれば冤罪はなくなるという単純な問題ではなくて、今申し上げたような様々な捜査のあり方、裁判のあり方といったものをきちんと、一つの冤罪が起きたら、誤判を検証すると、なぜこのような冤罪を生んだのかということについてきちんと検証して、その原因を究明した上で改善していくということが、今私が申し上げたようなところを見直すためにはぜひとも必要だと思う。そのような誤判検証機関というものも併せて必要になってくるということをお願いしたいと思う。

あらたに委員 貴重なご意見を本当にありがとう。

松田委員長 ほかに質疑はないか。

藤條委員 どうもお話ありがとう。本当に冤罪は誰にでも降りかかってくる可能性があるということにおいては、全く人ごとではないと思う。古い法律がずっと放置されてきているものの一つかと思っている。判決を左右しかねないような重要な証拠を出す出さないという判断が、警察、検察に委ねられているというところに少し怖さも覚えるところであるが、今の裁判員裁判、始まって10年ぐらいかと思うが、そして、新しい部分の裁判において再審請求が行われる場合には割と通りやすかったりとか、通った後の裁判に

おいても裁判員裁判を行うといったことは、現状この辺りがどうなっているのかというのを少しお伺いできればと思う。

参考人（鴨志田祐美氏） 日弁連が支援している再審事件は裁判員裁判施行前の事件がほとんどで、まだ裁判員時代の裁判で再審をやって、再審公判を裁判員裁判でやるというケースは出てきていないと思う。

裁判員裁判は、先ほど申し上げた公判前整理手続を踏んでいるので、制度上は捜査段階の証拠が格段に開示されやすくなっている時代である。

ただ、私は弁護士なので、あまり身内の問題を軽はずみに言うということとは差し控えたいと思うが、一般論として申し上げると、やはり弁護人のスキルというものが非常に裁判員裁判の中で、既に存在している証拠開示制度をうまく使えるかどうかというところは、やはりノウハウとかスキルの問題であると思う。うっかり、せっかくそういう制度があるのだが、必要な証拠を開示させずに使うことを同意した証拠でもって有罪になってしまって、一たびそれが冤罪になってくると、逆にきちんと裁判員時代に証拠開示させているというところがあちら側の言い訳になって、再審を認めにくくするような動きにつながりかねないのではないかというところを若干懸念しているところである。

つまり、裁判員になったからとか、公判前整理手続を経ているから、冤罪が起きないのだということではあり得ないわけで、むしろ一般市民を入れるということは、市民感覚を入れるという意味では非常にいいことなのだが、その一方で、やはり陪審制をもともと古くから採っているアメリカでもびっくりするような冤罪事件が幾つも起きているということを考えると、市民参加をしているから、公判前整理手続を経ているから、冤罪が起きないという話には当然ならないわけで、そのときにやはり再審請求審できちんとした審理、もし開示漏れしている証拠がある場合には再審段階でそこもきちんと見ることができるような法制度にしていく必要があると私自身は思っている。

折戸委員 今日ありがとうございます。なかなか難しい問題だということで、頭が硬直するようであるが、簡単に言えば、冤罪で何十年も苦しんでいる方がいると。それは一般市民の方も何か本当、袴田さんの件が出たときに、どうして、何

でそうなるのかという疑問を抱くわけだが、非常にこの制度の中に、先生が話されたみたいに、再審するとき、検察が抗告しないで、きちんと裁判をできるのだということはなかなか、そのところが非常にわかりづらいのではないかと。

だから、どうせ今まで積み重ねていた証拠を正当化するということまで、無にするのかみたいなことが出てきやすいわけではないか。そういうことではなくて、もっと、からくりと言うのか、そのことを市民にわかりやすく、今このところを変えれば大丈夫だし、人権が守られることになるのだということはぜひ弁護士会の先生方に多くの市民にわかりやすい広告を出していただけるとありがたいと思うが、よろしくお願ひしたいと思う。

参考人（鴨志田祐美氏） 大変ありがたいエールをいただいたと思っている。私どもの再審法改正に関する特別部会では、改正法案を作成する改正法案作成班と、それから、国会議員の先生方に立法の必要性を理解してもらおうということで、国会に働きかけるための国会対策班と、そして、もう一つ広報班を作っている。これは、今お話しいただいたように、この制度というのは非常に難しくてわかりにくいというところで、今まで弁護士たちは、自分ばかりはわかっている、それをかみ砕いて一般の市民にわかりやすく伝えるという努力を怠ってきたのではないかと私たちは大変反省している。

そこで、文字だとなかなか入ってこないということもあるので、例えば、短い時間の動画で、まさに今のような証拠開示がされなかったがために、こういう問題が起きているとか、繰り返される検察官抗告がこのように冤罪被害者を苦しめているということを、動画を使ってアピールするという企画を今進めている。これができれば、例えば、国会の中で院内勉強会など、党内勉強会などを開くときにもそれをまず見ていただいた上で説明するとか、あとは一般向けに普通にYouTubeとか、いろいろなところに上げてアピールするとか、そういったツールとして使えるものをこれからどんどん充実させていこうと考えている。

ご指摘は非常にごもっともで、我々が今まで足らなかった努力をこれからしていこうと今動き出しているところである。

松田委員長 ほかには質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

それでは、終わりになるが、本日は鴨志田先生におかれては、貴重なお話を聞かせていただいて、本当にありがとうございます。本委員会としても、本日鴨志田先生からいただいたご意見を参考にして、引き続き陳情審査を行っていきたいと思う。

それでは、お諮りする。本件についてはこのまま継続といたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって、本件は継続審査とする。

以上で本日の日程は全部終了した。これをもって総務常任委員会を閉会する。

午前11時40分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

総務常任委員長            松田 だいすけ